

# 八戸市立中居林小学校いじめ防止基本方針

## はじめに

本校の基本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第十三条により、中居林小学校のすべての児童が安心して心豊かな学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等を目的に策定した。

日本のいじめは、同一集団内で何らかの人間関係のある者の中で起こることが多く、「どの子どもも、いつ加害者になっても、いつ被害者になっても不思議ではない」状況にあると言える。こうしたことから本校の基本的な考え方は以下の通りである。

- 弱い者をいじめることは、人間として絶対に許されない。
- どのような社会にあっても、いじめは許されない。
- いじめる側が悪いという明快な一事を、毅然とした態度で行き渡らせる。
- いじめは子どもの成長にとって必要な場合もあるという考えは認められない。
- いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されない。
- いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめの問題に全く無関係な子どもはいない。

本校の教職員は、「いじめ防止対策推進法」の基本的理念等を深く理解し、体系的・計画的にいじめ防止（未然防止）・いじめの早期発見に取り組み、いじめがあった場合は、中居林小学校として策定した「いじめ防止基本方針」（第13条 学校いじめ防止基本方針）に基づいて対応していかなければならない。

## 1 いじめとは

※「いじめ防止対策推進法」第2条より

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※平成18年度 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より

本調査において、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。（なお、起こった場所は学校の内外を問わない）

これらのいじめの定義を受け、いじめ防止のための基本姿勢として下記の5つのポイントを挙げる。

- 「いじめをしない、させない、許さ（見過ごさ）ない」という雰囲気をつくる。
- 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- 「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い信念のもと、教職員の人権感覚を高める。
- いじめの早期発見のために様々な手段を講じ、早期解決のために当該児童の安全を保証するとともに、適切で毅然とした指導を行う。
- 保護者・地域そして関係諸機関との連携を深め、一体となっていじめ問題に対応する。

## 2 校内体制について

### ①生活指導委員会

問題を抱えている児童についての現状や指導についての情報交換及び共通認識に基づいた共通行動についての話し合いを行う。また、ケース会議として指導法の改善や研修も行う。構成メンバーは、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、当該担任。リーダーは生徒指導主任。

### ②生徒指導部（心づくり）

以下の諸計画をリードし、保護者や児童からの情報収集及び相談体制を構築する。

- ・日常の教育相談
- ・マイライフアンケート（学期1回）による定期的な教育相談の実施。
- ・家庭訪問での共通の話題、情報収集のポイントの指示。
- ・夏季休業中の保護者面談の活用。

以上のことを活動しながら、本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握とまとめ、児童・保護者へのいじめ防止の啓発等に関するものを行う。

### ③毎月の職員会議や企画運営委員会、就学指導委員会など、会合の折に、教職員から児童の情報や様子等を情報交換する場を設ける。

### ④いじめ防止委員会（第22条）

いじめ防止に関する措置を実効的に行うために、「いじめ防止委員会」を設置する。必要に応じて委員会を開催する。構成メンバーは以下である。

○プロジェクトSチーム：校長、教頭、生徒指導主任、当該学級担任、当該学年主任

これは、初動体制を整えるため。あるいは軽微な問題。

○プロジェクトAチーム：校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、当該学級担任

これは、学校全体で取り組むべき問題、あるいは、重大な問題を孕んでいると思われるとき、Sチームを経てAチームへ拡大していく。

○プロジェクトXチーム：必要に応じて、スクールカウンセラー、PTA役員（会長・副会長）、地域学校連携協議会委員（必要と思われる委員）、地域民生委員などの招聘も行う。

これは、地域や家庭環境が要因として絡む問題、より深刻な問題、十大事態への対応のために組織する。

### ⑤いじめの相談があった場合には、事実関係の把握、関係児童・保護者への対応等について、まず、プロジェクトSチームで協議して行い、行動を早急に始めるようにする。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の取扱に考慮しながら、本校の教職員が共有するようにする。

### ⑥学校評価においては、年度ごとの取組において、児童、保護者からのアンケート調査、教職員の評価を行い、その結果を公表して、次年度の取組の改善に生かす。

## 3 いじめの未然防止について（第15条、第18条）〈別表1も参照〉

いじめを未然に防止するためには、様々な行事等を通して、児童一人一人が認められ、互いに思いやれる関係づくりに全校を挙げて取り組まなければならない。また、一人一人を大切に授業を展開し、確かな学力の定着を図っていく中で、学習活動での達成感・成就感を味わわせ、自尊感情を育むよう努めなければならない。

一方、保護者・地域に対しては、いじめに関する情報の共有と発見・解消に向けての連携に努めなければならない。

### 【児童に対して】

- ・児童が、自己有用感を高め自尊感情を育むことができ、学級の一員としての自覚をもてる学級づくりを学級経営の柱とする。

- ・一人一人を大切にしたい楽しい授業・わかる授業を推進し、確かな学力の向上を図るとともに、学習活動での達成感・成就感を味わわせる。
- ・「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い意識をもてるよう、さまざまな機会を通して指導していく。
- ・いじめを見て見ぬふりをするのは、「(是認の) 観衆」や「(黙認の) 傍観者」としての存在に等しいことや、いじめを見たらやめさせたり、先生や他の友だちに知らせたりする行動を取ることを大切さをわからせる。

#### 【教職員】

- ・日常的にいじめについての問題に触れ、「いじめは、人間として絶対に許されない」との信念をもっていることを、様々な場面において児童に示す。
- ・児童同士、児童と教師との潤滑油としての役割を自覚し、児童一人一人が自己実現を図れるように、自分の居場所を感じられるような、子どもが主役の学級経営に努める。
- ・思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導の充実を図る。
- ・不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり他の児童によるいじめを助長したりすることのないように、指導の在り方には細心の注意を払う。
- ・児童や保護者からの訴えには、親身になって聞こうとする姿勢をもつ。
- ・いじめについての理解（構造・発見法・対処法等）を深め、人権感覚を磨き自己の指導等の検証を行い、明日への指導に生かす。
- ・一人で問題を抱え込むことなく、管理職への報告や学年等への協力を求め、組織的な対応を心がける。

#### 【学校】

- ・全教育活動を通して、「いじめをしない、させない、許さ（見過ごさ）ない」という土壌をつくる。
- ・年3回の学期末に、マイライフアンケート（いじめに関する内容を含む）を実施し、児童の実態把握に努める。また、いじめが発見された場合は、解消に努めるとともに、いじめについての理解を深め実践力の向上に努める。
- ・校長は、全校朝会等でいじめに関する講話を行い、「いじめは、人間として絶対に許されない」との人間としての基本と、いじめに気付いたときは、「止めたり、他の者に知らせたり」する人としての在り方を児童にわからせる。
- ・スクールカウンセラーの役割を知らせたりなど、いつでも、誰にでも相談できる体制の構築に努める。
- ・いじめ問題に関する取組の多様化を図り、代表委員会等の児童自身の手による取り組みを促す。

#### 【保護者・地域に対して】

- ・児童が発する変化のサインに気付いたときは、早急に学校に相談することの大切さを伝える。
- ・「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学校だより、授業参観日、参観授業での道徳の授業、地域学校連携協議会、PTA実行委員会等で伝えて、理解と協力を依頼する。
- ・いじめ問題に関する情報を発信する。（学校だより、学校HP 等）

## 4 いじめの早期発見について（第16条等） 〈別表1も参照〉

### 「変化に気付く」「誰にでも」

- ・「いじめはどの学級でも、どの児童にも起こりうるものである」という基本認識に立ち、全教職員で児童を守り、気付いたことを共有する。
- ・おかしいと感じた児童がいる場合には、学年や生徒指導部等で気付いたこと共有し、大勢の目で児童を見守る。
- ・児童の様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い、児童に安心感

をもたせるとともに、問題の有無を確かめる。解決すべき問題がある場合は、担任や学年等で教育相談を行い、悩み等を聴き、把握に努める。

- ・いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや、相談することの大切さを児童に伝えていく。
- ・いじめられている児童や保護者からの訴えは親身になって聞き、児童の悩みや苦しみを受け止め、児童を支え、いじめから守る姿勢をもって対応することを伝える。
- ・児童及び保護者が、発信された情報や発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対応できるように、必要な啓発活動として、情報モラルの研修会等を行う。
- ・いじめに関する相談を受けた教員は、直ちに管理職に報告するとともに、職員朝会等を通して校内で情報を共有するようにする。
- ・マイライフアンケートを年3回行い、児童の悩みや人間関係を把握し、共に解決しようとする姿勢を示し、児童との信頼関係を深める。

## 5 解決に向けた対応について（第23条等） 〈別表1も参照〉

### 「傷口は小さいうちに」

- ・いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、校長を中心に全ての教職員が対応を協議し、適切な役割分担のもと、いじめ問題の解決にあたる。
- ・事実関係を把握する際には、学校として組織的な体制のもとで行う。
- ・情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考える。いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたり、まず、いじめることをやめさせる。
- ・いじめてしまう気持ちを聞き、その児童の心の安定を図る指導を行う。
- ・観衆、傍観者の立場にいる児童たちにも、いじめているのと同様であるということを指導する。
- ・事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校での指導、家庭での対応の仕方について、共に連携しあっていくことを伝えていく。
- ・学校内だけでなく、必要に応じて、関係諸機関や専門家等と協議をして解決にあたる。
- ・いじめられている児童の心の傷を癒すために、養護教諭やスクールカウンセラーと連携を取りながら指導を行っていく。

## 6 重大事態への対応について 〈別表1と2も参照〉

学校が、いじめ防止対策推進法第28条により、当該事案が重大事態と判断した場合には、以下の通りに対応する。

- ・八戸市教育委員会教育指導課に報告するとともに、適切な指導助言を求める。（法に抵触すると考えられる場合によっては、八戸警察署や関係機関への通報なども視野に入れる。）
- ・当該いじめの対処については、市教育委員会と連携し（助言によっては、外部専門家の協力を仰ぎながら）、原則として本校の「いじめ対策委員会」が中心となって、学校組織をあげて行う。
- ・当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、市教育委員会と連携しながら、学校組織をあげて行う。
- ・いじめを受けた児童やその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適宜・適切な方法により説明に努める。
- ・当該児童及びその保護者の意向を十分に配慮した上で、保護者説明会等により、適時・適切に全ての保護者に説明するとともに、解決に向け協力を依頼する。
- ・いじめ対策委員会で再発防止案をまとめ、学校組織あげて着実に実践する。

## 7 評価

いじめ問題への取組等について自己評価を行い、学校関係者評価と合わせて、その結果を公表する。

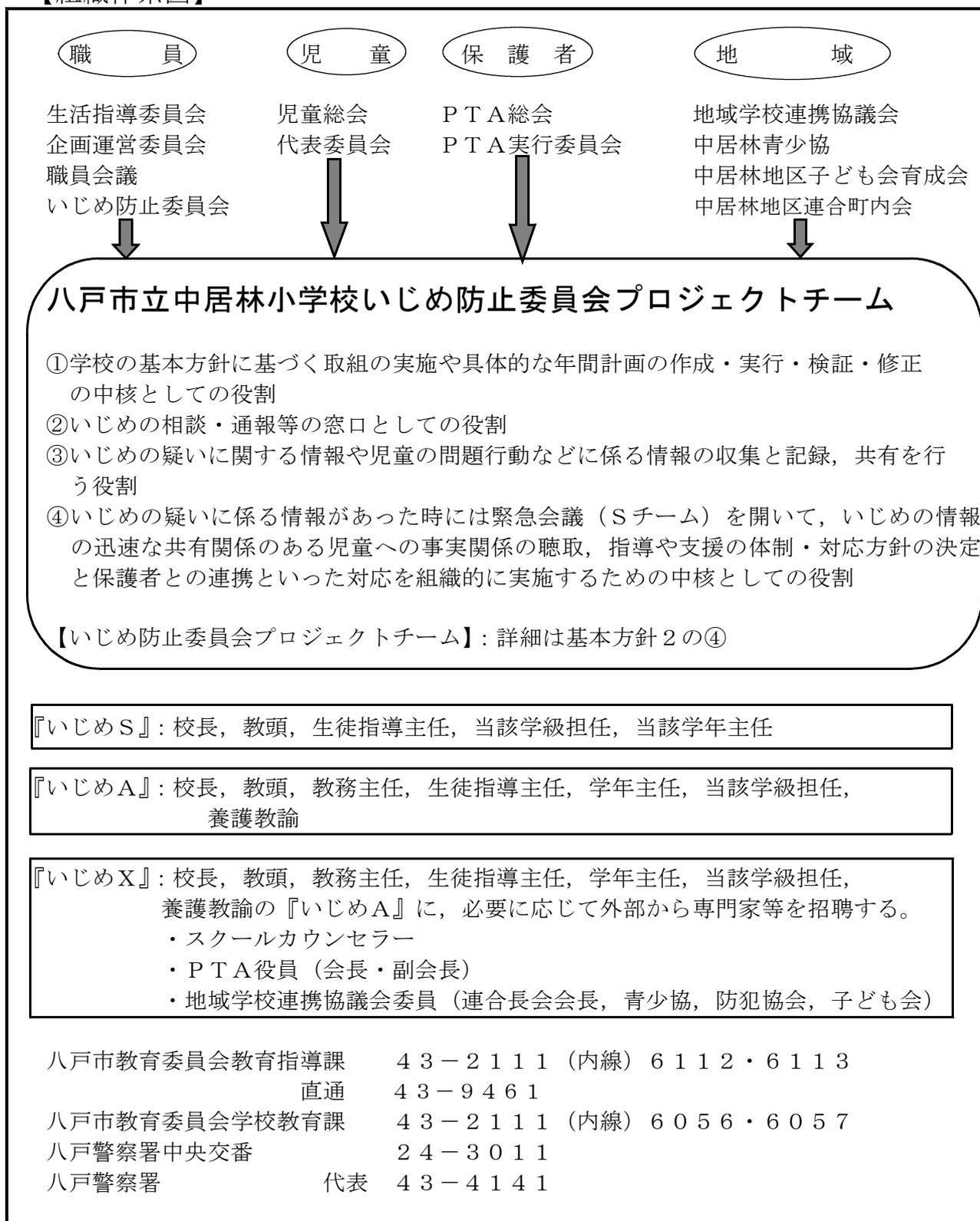
- ・いじめに関する校内体制がきちんと機能しているか、P D C Aサイクルで実施する。
- ・1学期、2学期の教員評価に組み入れ、反省点は直ぐに改善を図る。
- ・学年末の学校評価においては、年度ごとの取組において、学校評価を実施する時期に児童、保護者からのアンケート調査、教職員の評価を行い、その結果を公表して、次年度の取組の改善に生かす。

[年間計画]

通年	日常の指導（日常生活、学級活動、道徳の時間、各教科領域指導、各行事等）
各月1回	全員によるいじめ等に関する情報交換（職員会議を活用）
4月	毎年、方針を確認（生徒指導部から）
6～7月	マイライフアンケート（いじめ相談を入れる）と教育相談による児童面談
7月	1学期の反省（まとめと情報交換と方針の確認）
夏期休業中	保護者との個人面談
11月	マイライフアンケートと教育相談による児童面談
11月	保護者アンケート（教育課程保護者アンケートに入れる）
12月	2学期の反省（まとめと情報交換と方針の確認）
1月	地域学校連携協議会における評価
3月	3学期の反省（まとめと情報交換と方針の確認） 方針の再検討及び手直し

## 8 その他

### 【組織体系図】



# 【別表1】いじめの未然防止，早期発見，早期対応等に関する取組

## I 学校全体としての取組

		児童へ直接かかわる取組内容	保護者との連携や依頼内容	
いじめの未然防止		<ul style="list-style-type: none"> <li>○個々の価値観等の理解（道徳・特活）</li> <li>○道徳教育の充実（人権教育，情報モラル）</li> <li>○正しい判断力の育成（道徳・特活）</li> <li>○奉仕的体験活動への積極的取組</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自他の物を区別し，大切に扱う心の育成</li> <li>○携帯電話，インターネット，ゲーム等の約束作り</li> <li>○生活の様々な機会から善悪の判断を育成</li> <li>○地域での様々な体験への参加</li> </ul>	
いじめの早期発見		<ul style="list-style-type: none"> <li>○集団から離れて一人でいる児童への声かけ</li> <li>○個別面談や生活アンケートによる情報収集</li> <li>○文房具等の持ち物にいたずらや紛失があった際の即時対応と原因追及</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○日常的・積極的な子どもとの会話</li> <li>○服装の汚れや乱れ，ケガのチェック</li> <li>○子どもの持ち物の紛失や増加に注意</li> </ul>	
いじめの早期対応	暴力を伴ういじめ	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本人や周囲からの聞き取りによる，身体的・精神的な被害の的確な把握，迅速な初期対応</li> <li>○休憩時間や登下校時にも教師の見回りを行うなど被害が継続しない体制づくり</li> <li>○いじめの原因や背景の調査による根本的解決</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもを守る強い姿勢をみせることと，子どもの話をよく聞くことでの事実や心情の把握</li> <li>○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力</li> </ul>
		いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事実を確認し，「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止</li> <li>○いじめの原因や背景の調査による根本的解決</li> <li>○関係機関（警察，児童相談所）との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめられた児童を守る対応をすることへの理解</li> <li>○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと</li> <li>○被害児童・保護者への適切な対応（謝罪等）</li> </ul>
	暴力を伴わないいじめ	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本人や周囲からの聞き取りによる，身体的・精神的な被害の的確な把握，迅速な初期対応</li> <li>○休憩時間や登下校時にも教師の見回りを行うなど被害が継続しない体制づくり</li> <li>○いじめの原因や背景の調査による根本的解決</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもを守る強い姿勢をみせることと，子どもの話をよく聞くことでの事実や心情の把握</li> <li>○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力</li> </ul>
		いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事実を確認し，「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止</li> <li>○いじめの原因や背景の調査による根本的解決</li> <li>○関係機関（警察，児童相談所）との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめられた児童を守る対応をすることへの理解</li> <li>○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと</li> <li>○被害児童・保護者への適切な対応（謝罪等）</li> </ul>
	行為がわかりにくいいじめ	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> <li>○苦しい気持ちへの共感と，「いじめから全力で守る」ことの約束</li> <li>○本人や周囲からの聞き取りによる，つらさの的確な把握，迅速な初期対応</li> <li>○いじめの原因や背景の調査による根本的解決</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもを守る強い姿勢をみせることと，子どもの話をよく聞くことでの事実や心情の把握</li> <li>○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力</li> </ul>
		いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事実を確認し，「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止</li> <li>○いじめの原因や背景の調査による根本的解決</li> <li>○関係機関（警察，児童相談所）との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめられた児童を守る対応をすることへの理解</li> <li>○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと</li> </ul>
直接関係がない児童		<ul style="list-style-type: none"> <li>○傍観することがいじめに加担することと同じであること，いじめられた児童の苦しみの理解</li> <li>○言いなりにならず，自分の意志で行動することの大切さの指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめに気付いた場合，傍観者とならず学校や保護者へ通告できるように指導</li> <li>○どんな場合でもいじめる側や傍観者にならない強い意志を育成</li> </ul>	

## II 家庭や地域との連携

各家庭（PTA）での取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもに関心を持ち，寂しさやストレスに気付くことのできるような啓発（研修・講演会の紹介）</li> <li>○子どものがんばりをしっかり認めて褒めること，いけない時にははっきりと叱ることの実践啓発</li> <li>○父親の子育てへの積極的参加を啓発</li> </ul>
地域での取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもたちへの積極的なあいさつと声かけの依頼</li> <li>○広場や近所等で困っている子どもへの積極的な声かけと学校（保護者）への連絡</li> </ul>

【別表2】連携の流れ

